

**福知山市立日新中学校
部活動指導の方針**

**福知山市立日新中学校
令和 7 年 4 月**

目 次

部活動指導の方針	・ ・ 1
部活動の意義	・ ・ 1
1 練習時間・休養日の設定等	・ ・ 1
2 適切な指導にあたって	・ ・ 2
(1) 体罰やハラスメント等の防止	・ ・ 2
(2) 安全管理と事故防止	・ ・ 2
3 外部指導者との関係	・ ・ 3
4 運営体制	・ ・ 3
(1) 学校全体のマネジメント	・ ・ 3
(2) 家庭及び地域との連携	・ ・ 3

〔部活動指導の方針〕

本方針は福知山市立日新中学校の部活動全体に係る指導方針である。

〔部活動の意義〕

部活動について令和3年度全面実施の中学校学習指導要領の中では「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」と位置づけられています。また、教育課程外の活動ではあるものの、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」「学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」と示されています。

部活動は、学校教育活動の一環として適切に実施されることにより、生徒に自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できるたいへん貴重な教育の場となります。また、生涯を通してスポーツや文化に親しむ姿勢を身につける機会でもあります。

1 練習時間・休養日（休止日）の設定等

部活動の指導は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう十分に配慮した計画に基づき、校長が承認した指導方針・活動計画のもと実施するものとします。

（具体的な練習時間・休養日等の設定）

- ・年間を通じて週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（学期中は平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」という。〕は少なくとも1日以上を設定する。）
- ・週末に大会参加等で休養日を設定できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中についても学期中に準じた扱いとする。
- ・長期休業中は、生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように工夫すること。
- ・夏季休業期間中の業務休止日は休養期間とする。

- ・ 1日の活動時間は、長くとも原則、平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）及び長期休業中は3時間30分以内とし、合理的で効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 活動の休養日は、校内一斉を前提にしない。
- ・ 定期試験前後の一定期間の休養日については、各学校において地域や学校の実態を踏まえて定めること。

※ 市中体連主催の大会に関わる休養日設定の特例措置について

市中体連主催の大会（春季大会・総合体育大会・新人総合体育大会）については、大会実施日の4週間前から週当たり1日以上休養日を設けるものとする。（休曜日の設定は平日・週末にこだわらない。）

土日の活動については、生徒に過度の疲労が蓄積しないよう十分に配慮する。

2 適切な指導にあたって

中学生は体も心も急成長する時期です。生徒のスポーツ障害やケガを予防し、精神的な疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定するとともに、合理的で効率的・効果的な練習を行うものとします。また、部活動は本来、生徒の自主的な活動を基盤としており、指導者の個人的な考えや方針により、不適切な活動にならないよう十分な配慮を行います。

（1）体罰やハラスメント等の防止

指導者が長時間、近い距離で生徒に継続的な指導を行うという部活動の特性を十分理解し、体罰やハラスメント等が絶対に起きないように、日常の活動を通して生徒の人権を尊重し、信頼関係に基づく活動を徹底して行うものとします。

（2）安全管理と事故防止

部活動を行う際には、安全管理に万全を図ります。やむを得ず、練習等に立ち会えない場合も、他の部の顧問等と連携・協力するとともに、生徒に活動内容・場所等について明確な指示を出す等、事故防止に最大限努めます。

実際にケガや事故が起こった場合、迅速に対応するため、事前に対応マニュアル等に基づき、学校全体で十分に共通理解する場を設けます。

個々の生徒の体力や発達段階、疲労状況等を的確に把握した上で、計画的な

活動を進め、熱中症への対応等、天候への配慮も含め無理の無い練習を実施します。

3 外部指導者との関係

外部指導者を活用する場合には、学校の目標や方針等を踏まえ適切な指導ができるよう、学校及び部活動顧問とていねいな連携を図ります。また指導を外部指導者に任せきりにせず、相互に情報を共有しながら指導を進めます。また、必要に応じて外部指導者に適切な指示や研修を行い、安心・安全な部活動指導が継続的に行われるように努めます。

4 運営体制

(1) 学校全体の部活動マネジメント

- ・校長は、「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」に則り、校内で策定した「(自校の) 部活動に係る方針」や「活動計画」等を公表する。
- ・校長は、各部の活動計画を把握し、必要に応じて適切な助言や指導を行う。
- ・校長は、部活動内でのいじめや体罰、ハラスメント行為等の人権侵害防止に向けて、各部活動の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な助言や指導を行う。
- ・校長は、各顧問が自信を持って部活動指導を行うことができるよう、部活動の意義、運営や指導の在り方等について顧問間で情報交換や共有ができる場を積極的に設けるとともに、効果的な職員研修を計画的に行う。
- ・校長は、顧問の長時間勤務を解消するため、複数顧問による連携や外部指導者の活用等、適正な勤務時間管理を行う。
- ・校長は、学校、顧問（外部指導者）、生徒、保護者、地域等の間で十分な説明と相互理解のもと、各部の運営や活動が行われるよう努める。

(2) 家庭及び地域との連携

- ・部活動における指導方針や活動計画については、入部時を含め適切な時期に生徒・保護者に十分に説明し、理解や協力を得る。
- ・地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得る。